

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した事について通知がありました。

平成三十年四月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 測量の目的 基本測量（電子国土基本図（地図情報）修正測量及び国土広域情報修
正測量）

二 測量の地域 奈良県全域

三 測量の終了年月日 平成三十年三月三十一日